



令和7年12月1日発行 No. 100

愛知用水だより

みどり 水土里ネット 愛知用水

愛知用水土地改良区

理事長 竹内 啓二



おかげさまで愛知用水だよりは創刊100号を迎えました



創刊 100 記念号

愛知用水土地改良区の機関紙である「愛知用水だより」が今号で通巻100号発行を迎えました。

昭和53年1月1日に第1号を創刊してから47年、発行を続けることができましたのも、ひとえに、組合員の皆様のおかげと深く感謝申し上げます。また、40有余年の発行を継続するためにお力添えくださったすべての方々に深甚なる謝意を表します。

目次

■令和7年度臨時総代会	2 ~ 6
(理事長挨拶・来賓祝辞・お悔やみ・令和6年度決算関係等)	
■組合員の皆様へお知らせ	7 ~ 9
(賦課金・転用負担金単価の改正、組合員変更手続き等)	

■令和7年度夏期かんがいについて	10
■竹内理事長旭日小綬章・21創造運動	11
■受益地域と水源地域との交流イベント	11
■役員就任・各事務所連絡先	12

令和7年度臨時総代会

令和7年度臨時総代会開催

令和7年度臨時総代会を、去る9月19日(金)愛知用水会館4階大会議室において、多数の御来賓をお迎えして開催いたしました。

提案した「愛知用水土地改良区定款の一部改正について」をはじめとする8議案は、すべて可決承認されました。



臨時総代会議事

- 議案第1号 愛知用水土地改良区定款の一部改正について
- 議案第2号 定款付属書愛知用水土地改良区総代選挙規程の一部改正について
- 議案第3号 定款付属書愛知用水土地改良区役員選任規程の一部改正について
- 議案第4号 愛知用水土地改良区規約の一部改正について
- 議案第5号 令和6年度決算関係書類の承認について
- 議案第6号 令和7年度補正収支予算の議決について
- 議案第7号 令和8年度農地転用負担金の議決について
- 議案第8号 役員の補欠選任について

令和7年度監査報告

当土地改良区の業務並びに会計経理等について、令和7年6月20日及び令和7年8月20日に監査を行ったところ適正に処理されていることを認めました。

総括監事 坂光正
第1監事 小川清美
監事 横堀鉢鈞

○ご来賓の方々

愛知県知事	大 村 秀 章 様	愛知県土地改良事業団体連合会 半田支会長 神 長 健 一 様
代理：愛知県農林基盤局長	下 平 達 也 様	公益財団法人愛知・豊川用水振興協会
愛知県議会 副議長	南 部 文 宏 様	理事長 長 田 敦 司 様
東海農政局長	秋 葉 一 彦 様	代理：副理事長 小酒井 徹 様
代理：農村振興部長	實 井 正 樹 様	株式会社日本政策金融公庫名古屋支店
独立行政法人水資源機構 中部支社長	笠 井 泰 孝 様	農林水産事業統括 隅 田 裕 様
愛知県土地改良事業団体連合会 会長	中 野 治 美 様	代理：融資第一課長 外 崎 学 様
代理：専務理事	中 根 俊 樹 様	愛知用水土地改良区 顧問 日 高 昇 様



令和7年度臨時総代会

令和7年度 臨時総代会 理事長あいさつ

令和7年9月19日

愛知用水土地改良区

理事長 竹内 啓二



本日ここに令和7年度臨時総代会を開催いたしましたところ、御来賓の皆様方には、大変御多用のところ御臨席を賜り誠にありがとうございます。

また、総代の皆様には農作業のお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

平素皆様方には、当土地改良区の運営及び事業推進に格別の御理解、御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

始めに、7月14日、当土地改良区の理事長を務められました澤田廣三顧問がお亡くなりになりました。これまでの御尽力に感謝申し上げますとともに、心からお悔やみ申し上げます。

さて、昨年から沸き上がった「令和の米騒動」は、コメの価格高騰と品薄状況を作り出し、国民に不安を与えました。

また、近年の気候変動は営農に与える影響が非常に大きく、今年も見られたように連日の高温や、渴水があるかと思えば豪雨が襲うなど、農業者は大変苦慮を重ねております。それに加えて農業生産に不可欠な、燃料・肥料・飼料・電気料金等の高騰や、資材関連価格の高止まり状況が起きており、農業者への所得還元も充分ではないため、農業経営は一段と厳しさを増しています。

これらの課題のほかにも、近年の担い手不足による高齢化や耕作放棄地の拡大、農業施設の老朽化など深刻な課題を抱えており、国も25年ぶりに「食料・農業・農村基本法」を改正し、農業振興分野においても農業生産基盤の整備・保全が位置付けされました。これを受けまして、令和7年4月に施行された改正土地改良法では、老朽化した基幹的な農業水利施設の計画的な更新や、施設の保全も位置付けられ、農業基盤を支える土地改良区が担う役割が益々重要となってきており、私たちも引き続き愛知用水施設の適切な維持管理に努めてゆかねばなりません。

さて、本日の議案にもございます賦課金単価の改正につきましては、当土地改良区では平成8年から本年度までの約30年間、積立金を取り崩しながら自助努力を行い、単価の据え置きを図ってまいりました。

しかしながら、工事用資材費の高騰、電気代をはじめとするエネルギー価格の高騰など、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、やむを得ず単価改正を行う決断に至りました。

皆様への負担が増えることは大変心苦しい思いではありますが、更なる健全な運営に尽力してまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、早急に推進しなければならないこととして、「南海トラフ巨大地震」への耐震対策と、愛知用水二期事業完了後、すでに約20年が経過している施設の老朽化対策の実施であります。

すでに私たちは、これらに対応すべく、新たな施設更新事業を2年後の令和9年度着工に向けて、関係各所と調整を進めているところです。とりわけ、水資源機構営事業の予算確保につきましては、全国水土里ネット会長会議顧問 進藤金日子参議院議員をはじめ関係機関の皆様の多大なるご支援を賜り、事業の推進に努めているところでございます。

縷々申し上げてまいりましたように、愛知用水は大きな転換期を迎えております。

遠く木曽の山々が育んだ清き水を、先人が作りあげた「愛知用水」を通じて、未来永久に愛知の大地に行き渡らせる実り多きこの事業に、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、土地改良法改正及び賦課金単価改正に伴う定款、定款付属書、規約の一部改正の承認、令和6年度決算関係書類の承認、令和7年度補正収支予算の議決、役員の補欠選任等、計8議案でございます。

十分ご審議賜りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、皆様方の御健勝と今後益々の御活躍を祈念申し上げまして挨拶といたします。

令和7年度臨時総代会

来賓祝辞



愛知県知事 大村秀章様
(代理 愛知県農林基盤局長)
下平達也様

本日ここに、愛知用水土地改良区令和7年度臨時総代会が盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

竹内理事長をはじめ、役員、総代の皆様方におかれましては、日頃から愛知用水土地改良区の円滑な運営、並びに、愛知用水の適正な管理に御尽力いただくとともに、本県の農林水産行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

今年は梅雨明けが例年よりも早く、全国的に猛暑や少雨傾向がみられましたが、愛知用水地域においては、節水を行うことなく、無事に実りの秋を迎えることができました。これも偏に皆様方が常日頃からきめ細やかな用水管理をされてきた賜物であり、大変感謝しております。

愛知県議会 副議長 南部文宏様

愛知用水土地改良区の令和7年度臨時総代会が開催されるにあたり、県議会を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

御参会の皆様方には、日頃から愛知用水の適切な配水管理と土地改良事業を通して本県農業経営の発展、農業生産力の向上に格別の御尽力を賜っており深く感謝申し上げます。

さて、愛知用水は、昭和36年の通水以来、休むことなく水を供給し続け、農業はもとより、生活や産業を支える水の大動脈として、地域の発展に大きく貢献してまいりました。

これも愛知用水土地改良区の皆様方や多くの先人・諸先輩方が用水の整備、改修に取り組まれ、御尽力いただいた賜物であり、改めて敬意を表する次第であります。

東海農政局長 秋葉一彦様
(代理 東海農政局農村振興部長)
貴井正樹様

本日ここに、愛知用水土地改良区令和7年度臨時総代会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げますとともに、一言御挨拶申し上げます。

竹内理事長をはじめ、本日、御臨席の皆様方におかれましては、日頃から愛知用水施設の維持管理に御尽力いただくとともに、地域農政の推進、とりわけ農業農村整備事業

さて、愛知用水施設は、通水から60年以上、愛知用水二期事業の完了からも20年以上が経過し、牧尾ダムの堆砂や幹線水路の浮上、支線水路の老朽化による漏水など、様々な不具合が発生しております。

加えて、全国各地で大規模地震や線状降水帯による豪雨などの自然災害が発生しており、この地域においても、南海トラフ地震の発生確率が今年1月に引き上げられたように、地震発生への危惧が増しております。

このような状況のなか、愛知用水施設の老朽化対策、耐震対策は早急に進めるべきものと認識しており、一日も早い次期事業の着手に向け、愛知用水土地改良区、水資源機構をはじめとする関係機関と連携、調整してまいりますので、皆様方のお力添えをよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、愛知用水土地改良区の益々の御発展と、皆様方の御健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

私たちは、今後も引き続き、限りある水資源の安定的・効率的な活用に努め、先人たちが築いた愛知用水をしっかりと守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

こうした中、貴土地改良区におかれましては、次世代を担う子どもたちを中心に愛知用水が果たしてきた役割や機能などを伝える活動や水源地域と受益地域との交流活動に積極的に取り組まれており、誠に心強い限りであります。

私ども県議会といたしましても、豊かな水の恵みを持続して享受できる地域づくりに全力を尽くしてまいる所存でございます。

どうか皆様方におかれましては、地域住民の豊かな暮らしを支える水の安定供給や、本県農業の更なる振興のために、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、愛知用水土地改良区の益々の御発展と、本日御参会の皆様方の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして私の挨拶といたします。

の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今は米の価格高騰をはじめ、これまでになく国民の皆様の関心が農業に向いております。我が国の食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化など、大きく変化しています。このような中、農林水産省では、昨今、約四半期ぶりに「食料・農業・農村基本法」を改正し、この4月には、基本法の理念を具体化した「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

また、「改正土地改良法」が4月1日に施行され、今月12日には、令和7年度から令和11年度までを計画期間と

令和7年度臨時総代会

する、新たな「土地改良長期計画」が閣議決定されました。この長期計画においては、農業・農村の豊かな未来に向け、農業構造転換集中対策期間で実施する具体的な対策が位置付けられています。

改正土地改良法に関しては、土地改良区が地域の関係者と連携して「水土里ビジョン」を作成し農業水利施設等の保全に取り組む仕組みが創設されました。

水土里ビジョンにつきましては、将来にわたって地域の良好な営農環境を維持・確立するうえで必要な取組ですので、地域の農業生産基盤の保全等が図られるよう、積極的な取組をお願いいたします。

令和8年度予算の概算要求につきましては、総額2兆6,588億円（対前年度比117.1%）の農林水産関係予算を

計上し、このうち農業農村整備事業については、農業の構造転換や国土強靭化等を図るため、対前年度比118.3%となる5,281億円、このうち水資源機構関係の予算として水資源開発事業には100億8,700万円を計上しておりますので、予算確保に向けて御支援をお願いいたします。

東海農政局といたしましても、水資源機構とともに愛知用水地区における各般の事業に必要な予算の確保や各種施策の推進に努めてまいりますので、引き続き、現場の声をお届けいただくとともに、農政への御支援方よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たり、愛知用水土地改良区の益々の御発展と、本日、御臨席の皆様方の御健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

独立行政法人水資源機構 中部支社長
笠井 泰孝 様


愛知用水土地改良区令和7年度臨時総代会の開催に当たりまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

竹内理事長をはじめ愛知用水土地改良区の皆様方には、日頃から水資源機構の業務、特に愛知用水の管理運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃からきめ細やかな水管理に取り組んでいただきあわせて感謝申し上げます。

愛知用水の水源である牧尾ダムの状況ですが、今年は年明け以降、少雨傾向が続いたことや、平年より15日早い7月4日に梅雨明けしたという状況下で、一時は渇水への懸念もありましたが、幸い節目節目で降雨に恵まれ、直近では、9月5日の台風15号による降雨もあり、牧尾ダムの貯水率は、平年を上回る状況で推移しております。今後も、水源状況を注視しつつ、利水者の皆様と情報共有しながら、適切な水源運用に努めてまいります。

また最近では、雨の降り方の変動が激しく、線状降水帯による集中豪雨も発生し、洪水時のダムの操作や水源運用は難しさを増しています。今後とも、安定した水供給と洪水被害の防止・軽減に努めてまいります。

愛知用水は、昭和36年9月30日の通水開始から60年以上が経過しており、昭和56年度から平成16年度に、二期事業において幹線水路を二連化するなど施設の全面的な更新・整備いたしましたが、二期事業の着手から40年以上が経過し、水路における漏水や開水路の浮き上がりなど、老朽化に伴う不具合が散見されております。また、牧尾ダムで、平成26年の御嶽山の噴火の影響などにより計画堆砂量を超えた堆砂が進行し、堆砂対策が必要となっています。さらには、今後高い確率で発生が予測される南海トラフ地震に備えて、施設の耐震性の確保も急務となっています。

このような状況の下、貴土地改良区におかれましては、関係利水者で構成される「愛知用水事業推進協議会」の中心となり、国などに事業化に向けた提案活動を精力的に実施していただいているところであります。厚く御礼申し上げます。水資源機構としましても、愛知用水施設を適切に保全管理するとともに、改修に向けた調査と早期の事業化に向けて、皆様とコミュニケーションを図りながら、検討を進めてまいいる所存ですので、土地改良区の皆様の御理解・御協力をよろしくお願ひします。

最後になりましたが、貴土地改良区の益々の御発展と、御臨席の皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

お悔やみ

顧問 澤田 廣三（享年89歳）

去る令和7年7月14日、顧問の澤田廣三氏がご逝去されました。

澤田氏は平成8年4月に理事に就任され、平成20年4月から理事長、平成28年4月から顧問をお務めいただきました。

長年に亘り、本土地改良区の運営にご尽力賜りましたことに感謝申し上げ、ここに謹んで哀悼の意を表します。

元理事 前川 康男（享年77歳）

去る令和7年10月31日、元理事の前川康男氏がご逝去されました。

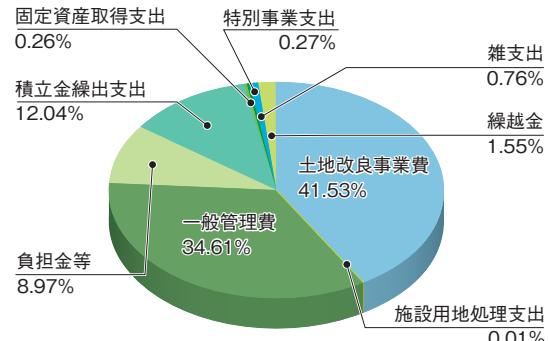
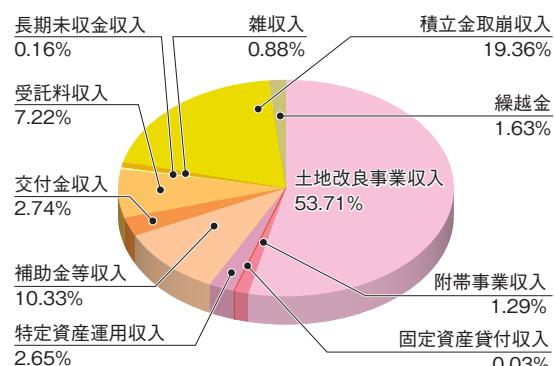
前川氏は令和6年4月に理事に就任され、今年7月までの間、お務めいただきました。

期間中、本土地改良区の運営にご尽力賜りましたことに感謝申し上げ、ここに謹んで哀悼の意を表します。

令和7年度臨時総代会

令和6年度収支決算

令和6年4月1日から令和7年3月31日



収入

単位：円

科目	決算額
土地改良事業収入	846,326,254
附帯事業収入	20,381,140
固定資産貸付収入	396,346
特定資産運用収入	41,700,000
補助金等収入	162,804,946
交付金収入	43,141,000
寄付金収入	0
受託料収入	113,829,006
長期未収金収入	2,513,871
雑収入	13,911,379
借入金収入	0
積立金取崩収入	305,005,546
固定資産売却収入	0
繰越金	25,642,409
計	1,575,651,897

支出

単位：円

科目	決算額
土地改良事業費	654,317,389
施設用地処理支出	200,492
一般管理費	545,357,289
負担金等	141,344,764
積立金繰出支出	189,684,689
固定資産取得支出	4,056,272
特別事業支出	4,289,969
雑支出	11,971,507
繰越金	24,429,526
予備費	0
計	1,575,651,897

※令和6年度決算書類はホームページにも掲載しております。

令和6年度財産目録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	415,375,335
現金及び預金	103,211,649
未収賦課金等	7,586,590
未収特別賦課金	157,147,000
短期未収金	147,430,096
固定資産	9,877,132,462
山林、宅地及びその従物	495,360,623
建物及び附属設備	353,363,981
機械及び装置	5,329,849
車両運搬具	5,327,771
工具器具等	2,028,799
備品	3,315,404
受託土地改良施設使用収益権	5,956,712,742
特定資産	3,036,516,668
その他資産	19,176,625
資産合計	10,292,507,797

科目	金額
負債の部	
流動負債	383,359,219
未払金	378,008,591
預り金	5,350,628
固定負債	366,365,370
職員退職給付引当金	366,365,370
負債合計	749,724,589
正味財産の部	
正味財産の部	9,542,783,208

組合員の皆様へお知らせ

令和8年度経常賦課金

賦課金は「土地改良法第36条」及び「愛知用水土地改良区定款」に基づき、愛知用水土地改良区の運営や施設の維持管理等に充てることを目的として賦課されるものです。

○単価の改正（令和8年4月1日から）

愛知用水土地改良区では、組合員の皆様の負担増とならないよう平成8年度より約30年もの間、単価改正を行うことなく運営してまいりました。

この間、物価高騰や施設の老朽化による維持管理費の増高により大幅に上昇した経費について、積立金の取り崩し等を行い補ってまいりました。

しかし、現在の試算では今後も積立金の取り崩しが拡大することから、令和8年度より賦課金単価を改正いたします。

今後の社会情勢等の変化によっては、段階的な単価改正も必要となってまいります。物価高騰の影響を受けて農業経営が厳しい折り、組合員の皆様にご負担をおかけすることは大変心苦しいですが、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度～令和10年度（現行単価+25%）(円/m²)

地目別	区分	上流部	中流部	下流部
一般補給田	普通の補給田	6.70	6.79	6.79
	高度の湿田	4.35	4.35	4.35
果樹園 普通畑	畠地かんがい施設地	6.70	6.79	6.79
	畠地かんがい施設未施行地	4.35	4.35	4.35
開田・天水田		8.64	8.70	8.78

令和11年度～（令和8年度単価+10%）(円/m²)

地目別	区分	上流部	中流部	下流部
一般補給田	普通の補給田	7.37	7.47	7.47
	高度の湿田	4.79	4.79	4.79
果樹園 普通畑	畠地かんがい施設地	7.37	7.47	7.47
	畠地かんがい施設未施行地	4.79	4.79	4.79
開田・天水田		9.50	9.57	9.66

○賦課金納入のお願い

納期内にご納入いただけませんと督促状（督促手数料が加算）や催促状、催告書を発行させていただきます。納入いただけない場合は滞納処分の対象となってまいります。

お支払いは三菱UFJ銀行及び愛知県内のJAの窓口、コンビニ・バーコード決済、三菱UFJ銀行及び愛知県内のJAならびにゆうちょ銀行での口座振替をご利用いただけます。

※納付書とネットバンキングなど異なる方法での重複入金が多く発生しております。

複数の納入方法がございますので重複納入にご注意いただき、内容をご確認の上入金いただきますようお願いします。

《法律事務所による経常賦課金等未納金の徴収手続き》

現在、経常賦課金等の未納がある組合員に対し、当地改良区が業務委託契約しています下記の法律事務所から納付催告を行う場合があります。

【委託先】 入谷法律事務所 代表弁護士 入谷正章
名古屋市中区丸の内3丁目17-6 ナカトウ丸の内ビル8階

令和8年度農地転用負担金

土地改良区は地区内の農地へ課している賦課金で維持管理等を行っています。

農地転用等により、地区除外されると維持管理等にかかる費用を残存農地で負担しなければならなくなり、事業当初の費用負担で賄うことができなくなります。そういう事態を避けるため、農地転用等により地区除外する場合は「土地改良法第43条第2項」により決済が義務付けられています。

○単価の改正（令和8年4月1日から）

令和8年度より農地転用負担金単価を改正いたします。

329円/m²

○農地転用手手続きのお願い

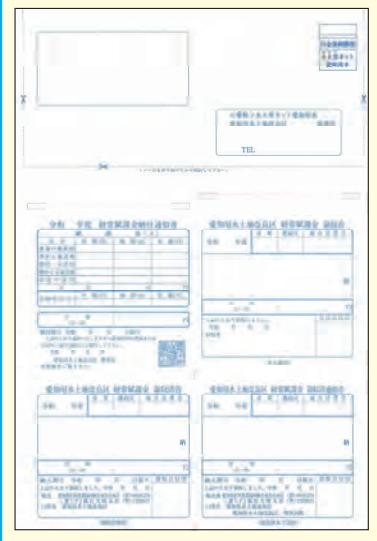
- ・農地法の改正により市街化区域内の農地を転用する場合の農業委員会への申請に土地改良区が発行する受理証明書の添付の必要はなくなりましたが、土地改良区に対する手続き、決済が必要です。
- ・道路整備等のための公共買収、寄付された農地についても土地改良区に対する手続き、決済が必要です。公共用地への転用は通常の農地転用手手続きが免除されるため、土地改良区に通知されないことがありますので手続きについて事業者と十分確認をしてください。
- ・土地改良区での手続きをされませんと継続して賦課金が賦課されますのでお忘れのないようお手続きください。

賦課金納入方法の拡充

これまで、三菱UFJ銀行、愛知県内のJA、ゆうちょ銀行の3社により窓口及び口座振替のみの取り扱いをしておりましたが、令和7年度より新たに「コンビニエンスストア決済」と「アプリ決済」を開始いたしました。

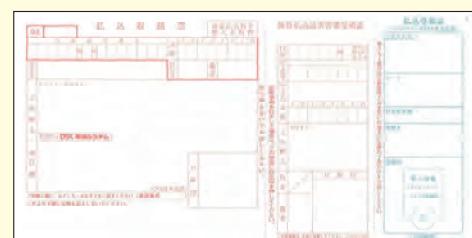
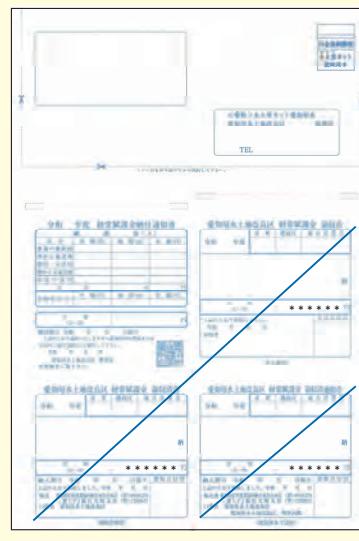
重複納入防止の観点から令和8年度の納付方法は令和7年度の実績を基に各種納付書を郵送させていただきますので、納入方法を変更されたい方は本紙12ページ記載の担当事務所までお問い合わせいただきますようお願いします。

三菱UFJ銀行、愛知県内のJA



コンビニ、バーコード決済、ゆうちょ銀行

※三菱UFJ銀行及びJAではご利用いただけません。



組合員変更手続き

組合員情報の変更には「組合員資格得喪通知書」の提出が必要となります。

○変更の届出

「土地改良法第44条」により、組合員に資格得喪の届け出義務があります。

組合員資格得喪通知書は相続や売買による土地所有権の移転や、賃貸借の設定・解約による耕作者の変更などを原因として、その土地の組合員資格に異動が生じた場合に土地改良区に提出しなければならない書類です。

法務局や農業委員会で手続きしている場合でも当土地改良区に対してこの通知書を提出しなければ組合員名簿や土地原簿の修正がされず、従来のまま賦課されますのでご注意ください。

この通知書は、組合員資格得喪の対抗要件であるため、提出がなければ組合員資格の喪失を土地改良区に対して主張することはできません。

○権利の承継

土地改良区の組合員がその資格にかかる権利の目的となっている土地についてその組合員資格を失った場合に、そのものがその土地に有していた事業に関する権利義務は、その土地についての権利の承継（相続、売買等）によってその土地につき組合員たる資格を得た者に移転します。

「土地改良法第43条第1項」の規定により承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、前組合員の滞納金も含まれます。

※黒色のボールペンでご記入下さい

組合員資格得喪通知書								
愛知用水土地改良区理事長様 令和 年 月 日								
現資格者	郵便番号	474-0025						
住所	愛知県大府市中央町3丁目6番地の1							
氏名	愛知花子							
組合員番号	(〇〇-××-△△△△△△△)							
新資格者	郵便番号	474-0025						
住所	愛知県大府市中央町3丁目6番地の1							
(フリガナ)	アイチタロウ	(○) 女						
氏名	愛知太郎							
生年月日	大正・昭和	〇〇年〇〇月〇〇日						
電話番号	(〇〇-××-△△△△△△△)							
組合員番号								
下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。 なお、権利義務の承継に係る賦課金等（年賦金及び滞納賦課金、過怠金、転用決済金等）は、現資格者、新資格者の双方で確認し、協議の結果、新資格者が定款の定めるところにより支払うことを確約致します。								
記								
1. 資格得喪の対象たる土地（相続等で全ての農地が対象になる場合は「全筆」と記入）								
市町	大字	字	地番	地目	用途	地積m ²	備考	
大府市	中央町	3丁目	〇〇	田	田	××		
2. 資格得喪の原因及びその時期								
(1) 原因								
即ち、売買・利用権の取得・利用権の喪失 その他()								
令和〇〇年××月△△日								
3. 事務所担当								
所長	担当	本所担当	課長	担当	係長	担当	担当	

提出にあたり、様式が必要な方、ご不明な点がある方は本紙12ページ記載の担当事務所までご連絡ください。
なお、「組合員資格得喪通知書」の様式は当土地改良区ホームページからもダウンロードが可能となっておりますのでご活用ください。

令和7年度夏期かんがいについて

夏期かんがい期間（5月1日～10月3日）

3月の牧尾ダム地点の降水量は平年をやや下回る状況で、積雪量は3月まで平年値を大きく上回る状況でした。3月31日24時の牧尾ダム貯水量は約853万m³（貯水率12.5%）を残し、4月の貯留期を迎えました。（前年は約2,688万m³（貯水率39.5%））

4月も引き続き降雨に恵まれず、牧尾ダム貯水量は緩やかに回復しました。降水量は93mm（平年値の50%）と平年値を大きく下回り、30日24時の貯水量は約3,949万m³（貯水率58.1%、平年値の79.6%）で夏期かんがい期を迎えました。

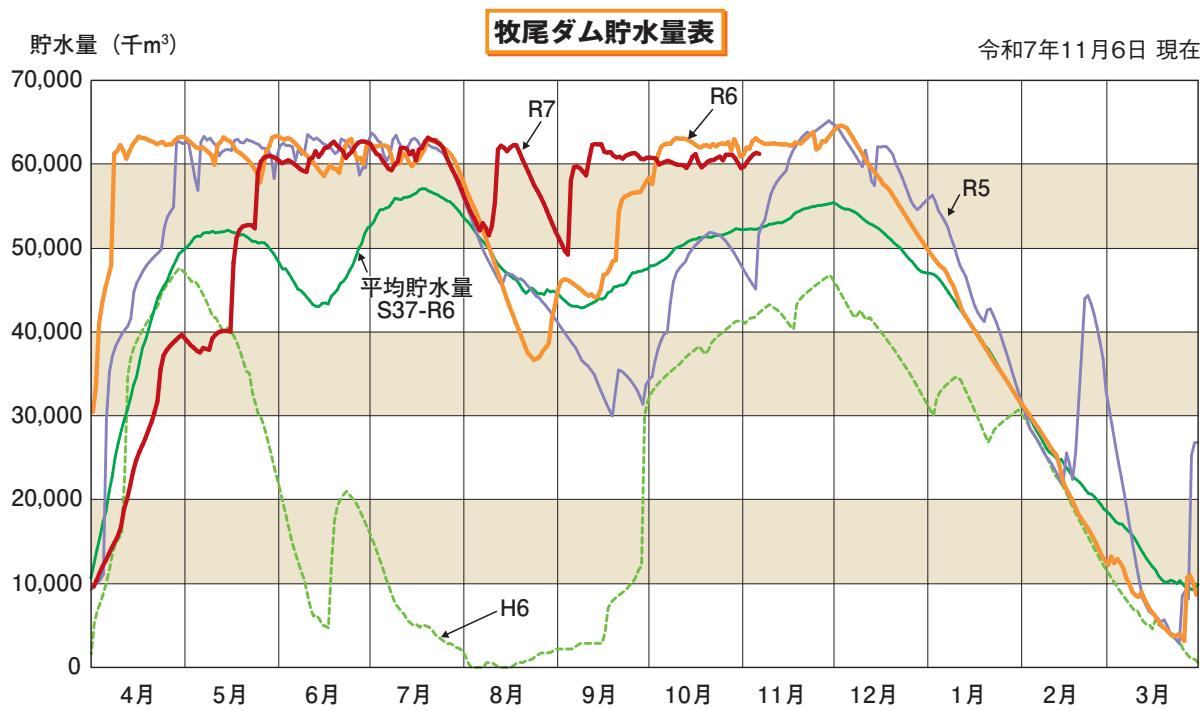
期間の各月の降水量は7月（240mm、平年値の76%）を除き、平年値を上回る状況でした。5月は平年程度の降水量でダム貯水量は回復し（5月31日24時貯水量約6,048万m³、貯水率88.9%、平年値の123%）、6月もまとまった降雨が複数回あり、ダム貯水率は高いまま推移しました。7月下旬以降は、降雨に恵まれず、徐々に貯水率は下降していく状況で8月の最需要期を迎えました。8月中旬頃は平年値を大きく上回る降水量で、ダム貯水率は90%を上回るまでに回復しました。その後、8月下旬から9月上旬にかけてダム貯水量は低下の一途を辿るもの、9月もまとまった降雨があり、ダム貯水率が回復し、10月3日24時の牧尾ダム貯水量約6,048万m³（貯水率88.9%、平年値の126%）で夏期かんがい期を終了しました。

土地改良区では、想定される総量表示に向け、独自に夏期かんがい目標取水量を7,800万m³と定め、ため池の先使いや雨天における通水中止など、管理区、管理班と連携をしながら組合員の協力により、取水量の縮減を行い、適正な配水管理に努めました。

期間を通した使用水量の状況は、5月から7月中旬までは降雨の影響もあって目標水量を下回る使用水量となっていましたが、梅雨明け以降の7月下旬から8月中旬にかけて、連続干天と記録的な猛暑の影響により各地域で水需要が大幅に増加し、目標水量を大幅に上回る使用水量となりました。

本年の夏期かんがいの使用水量の総計は約9,900万m³となり、目標取水量（7,800万m³）を約2,100万m³上回り、二期事業が完了した平成17年以降では、最も取水量が多い年となりました。

令和7年度 牧尾ダム 水源状況



春の叙勲・旭日小綬章

理事長 竹内 啓二（阿久比町）

内閣府より、令和7年4月29日付けで発令されました令和7年春の叙勲において、元阿久比町長であり、本土地改良区の竹内啓二理事長が地方自治功労として旭日小綬章を受章されました。



竹内啓二理事長略歴

生年月日：昭和29年5月18日

平成14年12月～ 阿久比町長

令和4年12月

平成14年12月～ 愛知県土地改良事業団体連合会

令和4年12月 半田支会（副会長、理事、監事）

平成19年5月～ 愛知県知多郡町村会会长

平成23年4月

平成20年4月～ 愛知用水土地改良区理事

平成29年6月～ 愛知県知多郡町村会会长

令和6年1月

平成30年6月～ 全国町村会副会長

令和元年6月

令和6年4月～ 愛知用水土地改良区理事長

令和7年4月～ 全国土地改良事業団体連合会監事

令和7年4月～ 愛知県土地改良事業団体連合会理事

21世紀土地改良区創造運動

21世紀土地改良区創造運動（21創造運動）とは、土地改良区として新たな時代の活動について考え、現在までに土地改良区（水土里ネット）が果たしてきた役割や機能を地域の人たちに紹介し、地域の人たちとともに故郷を創っていくことを目的とした運動です。

当土地改良区では、関係市町にある小学校の地域学習で愛知用水について学習することから、小学校や各団体と連携して現地での出前授業を行っています。

その他にも小学生親子を対象に施設見学会の開催や、産業まつりでパネルを展示するなど、広く一般の方々にも愛知用水の歴史や土地改良区の役割・仕事などを伝えています。



受益地域と水源地域との交流イベント～愛知用水と水源の森～

令和7年10月4日（土）、大府市にあるJAあぐりタウンげんきの郷にて「受益地域と水源地域との交流イベント～愛知用水と水源の森～」を開催しました。

今回17回目を迎えたこのイベントは、この地域にお住まいの皆様に「愛知用水」を広くPRするとともに、愛知用水の水源地である長野県木曽郡木曽町・王滝村との関わりや、水源かん養林の重要性についても知っていただき、水源地との交流を深めることを目的としています。

様々な関係機関にもご協力いただき、どのブース多くの参加者でぎわい、「愛知用水」をかけ橋に、受益地域と水源地域を結ぶ有意義なイベントとなりました。



●・新しい役員が就任しました・●



理事 はたの 波多野 直人 (小牧市)

今回の臨時総代会において、理事の補欠選任が行われ、波多野直人氏が就任しました。
任期は令和10年4月6日までとなります。

各事務所連絡先 ()内は関係市町

執務時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時は休務）

本 所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
〒474-0025

ホームページ <http://www.aichiyosui.or.jp>

TEL 0562-44-4800 (代表)

TEL 0562-44-4800 (総務課・会計課)

TEL 0562-44-4803 (管理課)

TEL 0562-44-4805 (工務課)

FAX 0562-44-4801

TEL 0568-91-1244

FAX 0568-91-1245

TEL 0561-32-2365

FAX 0561-32-0228

TEL 0562-44-4700

FAX 0562-44-4701

TEL 0569-21-2198

FAX 0569-24-4040

TEL 0569-82-0162

FAX 0569-82-1317

春日井事務所 愛知県春日井市岩成台六丁目1番3号

〒487-0033 (犬山市、小牧市、春日井市、名古屋市守山区、尾張旭市、瀬戸市)

三好事務所 愛知県みよし市三好町上砂後17番地

〒470-0224 (長久手市、日進市、東郷町、豊明市、みよし市、豊田市、知立市、刈谷市、名古屋市緑区)

大府事務所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1

〒474-0025 (大府市、東浦町、東海市、阿久比町、半田市、名古屋市緑区)

半田事務所 愛知県半田市出口町一丁目56番地の5

〒475-0903 (阿久比町、半田市、知多市、常滑市)

美浜事務所 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面92番地3

〒470-2406 (武豊町、美浜町、南知多町)



印刷業から情報デザイン業へ

Info.+Design

長年培った表現技術を活かして最適な見せ方をご提案します。

株式会社 クイックス

本社

〒448-0025 愛知県刈谷市幸町2-2
TEL 0566-24-5511(代表)

広告募集

発行部数 32,000 部

サイズ 縦50mm×横89mm(A4サイズの1/10)
からA4サイズまで

※申込いただいたても、掲載内容等によりお断りする場合があります。

【申込・問い合わせ】 愛知用水土地改良区 総務課
電話番号：0562-44-4800

愛水技術研究会

【当研究会は、日々愛知用水の水を守る為、工事・維持修繕を担っています】

(会長) 株式会社 花井組・(副会長) 株式会社 松浦組・(会計) 株式会社 ヒューテック

(会員数 45 社)

連絡先 TEL 0562-83-4184 (事務局 (株) ヒューテック内)